

山梨県公報

第二千八百十七号

平成三十年

八月二十日

月 曜 日

目次

告示

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………四二五

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………四二五

○大規模小売店舗の名称等の変更の届出(三件)……………四二六

○公共測量の終了……………四二七

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四二八

告示

山梨県告示第二千四百五十五号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成三十年山梨県告示第八十五号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 指定を解除する区域 南アルプス市飯野字堰下二百二十一番一の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年八月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社綿半

Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 Jマート河口湖店 山梨県南都留郡富士河口

湖町船津字南八津四千九百十番外及び富士吉田市新倉字流二千七百二十九番外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社Jマート 代表取締役 宮前享 東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号	変更後	株式会社綿半Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地
-----	--	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社Jマート 代表取締役 宮前享 東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号	変更後	株式会社綿半Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地
-----	--	-----	--

3 変更の年月日 平成二十九年四月一日外

三 届出年月日 平成三十年八月七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十二月二十日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年八月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社綿半 J マート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 綿半 J マート都留店 山梨県都留市四日市場 百五十二番地一

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	J マート都留店	綿半 J マート都留店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 J マート 代表取締役 宮前享 東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号	株式会社綿半 J マート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 J マート	株式会社綿半 J マート

代表取締役 宮前享
 東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号
 代表取締役 前澤敏明
 東京都新宿区四谷一丁目四番地

3 変更の年月日 平成二十九年四月一日外
 三 届出年月日 平成三十年八月七日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十二月二十日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年八月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社綿半 J マート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地
 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 綿半 J マート八田店 山梨県南アルプス市六科四百九十三番地一

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	J マート八田店	綿半 J マート八田店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 J マート 代表取締役 宮前享	株式会社綿半 J マート 代表取締役 前澤敏明

東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号 東京都新宿区四谷一丁目四番地

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社Jマート 代表取締役 宮前享 東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号	変更後	株式会社綿半Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 平成二十九年四月一日外
三 届出年月日 平成三十年八月七日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十二月二十日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
平成三十年八月二十日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社綿半Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 綿半Jマート長坂店 山梨県北杜市長坂町大八田百六十六外
- 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	Jマート長坂店	綿半Jマート長坂店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社Jマート 代表取締役 宮前享 東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号	変更後	株式会社綿半Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地
-----	--	-----	--

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社Jマート 代表取締役 宮前享 東京都三鷹市野崎一丁目二十番二十号	変更後	株式会社綿半Jマート 代表取締役 前澤敏明 東京都新宿区四谷一丁目四番地
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 平成二十九年四月一日外
三 届出年月日 平成三十年八月七日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年十二月二十日まで

● 公共測量の終了
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成三十年八月二十日

- 一 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)
- 山梨県知事 後 藤 齋

- 二 測量の地域 南アルプス市
- 三 測量の期間 平成二十九年九月十一日から平成三十年三月三十一日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十年八月二十日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

別表第一中

一九一	笛吹市石和町八田三三〇番地の 一六一先（市道七八号線と市道 七九号線との十字路交差点）	石和北小東	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号
-----	---	-------	----------------------

一九二	削除		平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号
-----	----	--	-----------------------

四五	南巨摩郡身延町波高島九〇一番 地先（国道三〇〇号と県道市川 三郷身延線との丁字路交差点）	波高島トンネ ル西	平成二四年一〇月一日 告示第一〇六号
----	--	--------------	-----------------------

四五	南巨摩郡身延町波高島九〇一番 地先（国道三〇〇号と県道市川 三郷身延線との丁字路交差点）	波高島トンネ ル西	平成二四年一〇月一日 告示第一〇六号
----	--	--------------	-----------------------

四六	南巨摩郡南部町中野三、〇〇三 番地一先（国道五二二号と町道と の十字路交差点）	道の駅なんぶ 前	平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号
----	---	-------------	-----------------------

一七二	南都留郡富士河口湖町河口三、 二一〇番地先（主要地方道河口 湖精進線と町道との十字路交差 点）	河口湖北中学 校前	平成二九年一二月七日 告示第一五七号
-----	--	--------------	-----------------------

一七二	南都留郡富士河口湖町河口三、 二一〇番地先（主要地方道河口 湖精進線と町道との十字路交差 点）	河口湖北中学 校前	平成二九年一二月七日 告示第一五七号
-----	--	--------------	-----------------------

一七三	南都留郡富士河口湖町小立八、 〇三五番地三先（県道鳴沢富士 河口湖線と町道との十字路交差 点）	小立西	平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号
-----	--	-----	-----------------------

に改める。

別表第十の二、三〇二の項を次のように改める。

二、三〇二	市道	笛吹市石和町八田三三〇番地一六 一先	一 笛吹	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
-------	----	-----------------------	------	---------------------------

別表第十の二、九三三の項を次のように改める。

二、九三三	国道五 二号	南巨摩郡南部町中野三、〇〇三番 地一先	三 南部	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
-------	-----------	------------------------	------	---------------------------

別表第十の五、五二五の項を次のように改める。

五、五二五	県道鳴 沢富士 河口湖 線	南都留郡富士河口湖町小立八、〇 三五番地三先	四 富士 吉田	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
-------	------------------------	---------------------------	------------	---------------------------

別表第十の五、五七二の項の次に次のように加える。

五、五七二	市道	斐崎市本町四丁目七番三〇号先	一 斐崎	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
-------	----	----------------	------	---------------------------

別表第十四の一八の項を次のように改める。

一、八	県道鳴 沢富士 湖	南都留郡鳴沢村三、 六八三番地一先(大 田和交差点)から 南都留郡富士河口湖 町勝山九〇八番地先 (小海交差点)まで の両側	二、六七〇	原付(一) けん引(二) けん引(三) を除く。	五〇	富士 吉田	平成三〇年 八月二〇日 告示第一〇八号
-----	-----------------	--	-------	-----------------------------------	----	----------	---------------------------

別表第十四の一、七五五の項の次に次のように加える。

一、七 五、六	市道 県道鳴 沢富士 湖	南都留郡富士河口湖 町勝山九〇八番地先 (小海交差点)から 南都留郡富士河口湖 町船津三、七六二番 地一先(船津三番路 交差点)までの両側	一、七四〇	原付(一) けん引(二) けん引(三) を除く。	五〇	笛吹 吉田	平成三〇年 八月二〇日 告示第一〇八号
------------	-----------------------	---	-------	-----------------------------------	----	----------	---------------------------

別表第十五の四八九の項を次のように改める。

四八九	国道一 三七号 主要地 方道河 口湖精 進湖 市道	南都留郡富士河口湖 町河口三、二一〇番 地先(河口湖北中 校前交差点)から富 士吉田市竜ヶ丘一丁 目八九八番地二一 点(市民会館西交 差点)までの両側	四、五〇〇	終日	吉田 富士	平成三〇年 八月二〇日 告示第一〇八号
-----	---	--	-------	----	----------	---------------------------

別表第十六の一、九五五の項の次に次のように加える。

一、九五六	市道	甲府市貢川二丁目一七番二五号 先(市道同士の丁字路交差点・ 南進車両)	甲府	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九五七	市道	韮崎市藤井町北下條二、二三四 番地先(主要地方道茅野北杜韮崎 市道)	韮崎	平成三〇年八月 二〇日

別表第二十二の一八の項の次に次のように加える。

一、九五八	農道	北杜市高根町下黒澤一、七六四 番地一先(主要地方道北杜ヶ 岳公園線と農道との十字路交 差点・東進車両)	北杜	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九五九	農道	北杜市長坂町夏秋五〇〇番地先 (農道同士の十字路交差点・東 進車両)	北杜	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九六〇	農道	北杜市長坂町夏秋五〇〇番地先 (農道同士の十字路交差点・西 進車両)	北杜	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九六一	市道	笛吹市御坂町二之宮二、一〇九 番地先(市道同士の十字路交 差点・東進車両)	笛吹	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九六二	市道	笛吹市御坂町二之宮一、七八七 番地四先(市道同士の十字路交 差点・西進車両)	笛吹	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九六三	市道	笛吹市御坂町二之宮一、七八三 番地一先(市道同士の十字路交 差点・東進車両)	笛吹	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九六四	市道	笛吹市御坂町二之宮一、一六四 番地先(市道同士の十字路交 差点・西進車両)	笛吹	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九六五	市道	笛吹市八代町北三、四〇九番地 一先(市道同士の十字路交 差点・東進車両)	笛吹	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
一、九六六	市道	笛吹市八代町北三、三七七番地 一先(市道同士の十字路交 差点・西進車両)	笛吹	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号

別表第二十二の一八の項の次に次のように加える。

一九	主要地 方道甲 斐韮崎 線	甲府市千塚一丁目四番一九号 先	千塚 丁	甲府	平成三〇年八月 二〇日 告示第一〇八号
----	------------------------	--------------------	---------	----	---------------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番